

○那須町広報紙広告掲載取扱要綱

(平成 27 年 1 月 27 日告示第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、那須町が発行する広報那須(以下「広報紙」という。)への広告掲載について、那須町広告事業実施規則(平成 27 年規則第 3 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の基準及び範囲)

第 2 条 広報紙に掲載する広告は、規則第 5 条に定める基準を満たすものとし、広報紙の公共性、公益性及び品位を失うおそれのないものとする。

(広告の掲載位置及び大きさ)

第 3 条 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く 4 ページ以内とし、各ページの最下段とする。

2 広告の大きさは、次の 2 種類とする。

(1) 1 号広告 縦 5.0 センチメートル、横 17.0 センチメートル

(2) 2 号広告 縦 5.0 センチメートル、横 8.0 センチメートル

3 掲載する広告の割り付けは、町が行う。

4 広告の色は、黒単色とする。

(広告掲載料)

第 4 条 広告の掲載料は、1 回の掲載につき次のとおりとする。

(1) 1 号広告 20,000 円(税込み)

(2) 2 号広告 10,000 円(税込み)

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告の掲載は広報紙の発行号単位とする。連続する掲載期間は 6 箇月以内とし、当該年の 5 月号から翌年 4 月号までの間とする。

(広告の申込み)

第 6 条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載希望発行日の 2 箇月前までに、広報那須広告掲載申込書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、当該申込者が申込みできる広告枠は、広報紙 1 号につき 1 枠までとする。

(1) 原稿案

(2) 申込者の業務内容がわかる資料

(3) 町外に拠点を置く申込者においては当該所在地の納税証明書

(広告掲載の決定通知)

第 7 条 町長は前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上広告掲載の可否を判断し、広報那須広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第 2 号)により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する方法により版下原稿を作成し、発行日の1箇月前までに提出しなければならない。

2 版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

広報那須広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

広報那須広告掲載(不掲載)決定通知書

[別紙参照]